

令和5年度第1回東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事要旨

日 時	令和5年6月30日（金） 15時～17時
場 所	総合庁舎7階会議室2
出席者	<p>（社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員）</p> <p>阿部圭、井上寿美、香川輝子、中川千恵美、西岡剛司、山田祥隆、山本朗</p> <p>（事務局）</p> <p>子どもすこやか部 岩本・川東、子育て支援室 山口、子ども家庭課 増井 児童相談所設置準備室 高橋・和田、子ども見守り相談センター 高品・石塚・三木、保育室 赤穂、</p>
案 件	<p>1. 社会的養育等課題検討部会設置について</p> <p>2. ヤングケアラー実態調査結果報告について</p> <p>3. 医療的ケア児支援事業の進捗状況について</p>
議事内容	<p>（開会）</p> <p>（分科会会長選出）</p> <p>（会長挨拶）</p> <p>（新任委員紹介）</p> <p>【社会的養育等課題検討部会設置について】</p> <p>○事務局</p> <p><u>趣旨・目的の説明</u></p> <p>「東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画」に基づき児童相談所の設置に向け、児童福祉行政にかかる重点課題等についての確に準備を進める。</p> <p><u>所掌事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所設置までに策定する必要がある「社会的養育の推進に関する計画」に位置付けるべき諸課題についての現状把握と最新の知見に基づく基本的考え方のとりまとめ ・特に社会的養護のあり方に係る現状、課題の把握と取り組みの方向性の検討

- ・一時保護所の運営に係る課題の整理と業務の実施方法等の検討
- ・以上の各事項に共通して、子どもの意見表明・聴取、子どもの参加等子どもの権利の尊重と実現の観点からの検討
- ・その他児童相談所の設置に向けて的確に準備を進めるため、専門的な知見を要する課題についての検討

部会の構成

児童福祉専門分科会委員から3名、臨時委員3名にて構成

開催回数等

今年度4回、初回は8月1日開催

分科会への報告等

各課題についての考え方等についてはできる限りとりまとめを行い、専門分科会及び社会福祉審議会の会議にて報告

その他

令和4年度に設置していた「東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画策定部会」については、その設置目的であった「基本方針・設置計画」策定に係る審議の終了をもって廃止

○会長

児童相談所の設置を決めて、昨年度は部会を作り基本方針の策定をおこないました。この理念を具体化するために、社会的養育等課題検討部会を設置したいという経過も含めて説明いただきました。

部会については随時ご報告いただけるということだが、確認されたいことはあるか。

○委員

児童相談所の設置は当初令和9年と聞いていたが、令和10年になったのか。

○事務局

当初おおむね5年後という言い方をしていた。準備を進める中で、具体的な時期として令和10年度設置を目指すこととなった。

○委員

部会に参加する委員について、専門的な方を選んでいただいているが、児童養護施設などの児童相談所に関係する事業者なんかをオブザーバーとして意見を言える会議に参画できないか検討してほしい。

○会長

実際の現場の方との連携や準備の進め方について、ヒアリング等はされると思っているが、オブザーバーという形で参画できるかはどうか。

○事務局

今年度は6名の委員数についての変更はできない。ただ昨年度と同様、市内の児童養護施設へ訪問し課題となっている点や検討すべきことを聴き取りできたらと考えている。

○委員

児童相談所の基本的なところはある程度決まっていると思う、大阪府から引き継いでということだが、言葉は悪いが役所はかたすぎると感じている。会議の場などで現場の意見を聴いて進めてほしいと思っている。

○事務局

何らかの形で意見を伺いながらという気持ちは持っている。

○会長

児童養護施設というのは療育及び生活の現場であるので、そこでの課題について綿密に連絡を取っていただきたい。

○委員

今の一時保護の仕組みは、保護者が延長していいといえ、延長できる制度となっており矛盾を感じている。保護者でなく裁判所なりが一時保護をする

んだということを示してもらわないといけない。

○会長

司法の目が入るという手続きではあるが、親子関係の再構築という点からすると、単純な保護の延長が望ましいのかという現場の声。とても大切な意見であり、今後どういう形態をとっていくのか意見を踏まえながら進めたい。

○委員

この説明資料はどういうところに対して使われているか。

○事務局

今年度に入ってから、自治協議会、民生委員・児童委員、校区福祉委員の会議の場で説明させていただいた。今後もさまざまな団体の会合の場で説明していきたい。

○委員

里親会が4月に総会をしていたが、そこには行けていない。国の方針として里親を増やすということもあるので、そういった場への説明もお願いしたい。

○委員

現在の東部地域仮設庁舎の場所に建てるということだが、地元からの反対などは無いのか。

○事務局

これまでに近隣自治会等の一部へ説明をしている。子どもへの施設ということで早期に建設をというご意見ももらっている。一時保護所については反対が起こることもあると聞いているが、不安に思う点を丁寧に聴き取り対応していきたい。

○会長

一定該当地域の自治会へは説明されている。今後関係団体への説明もおこなうとのことだが、子どもへの広報、案内はどうか考えているか。

○事務局

昨年度の専門分科会においても、子どもへ伝わる機会を持つようにと指摘をいただいた。資料にある概要版を子ども向けにできないかと考えているが、事務局だけでは難しく方法を考えているところ。委員の方々の意見や子ども自身の意見を聴くことなどを含めて取り組みを検討したい。また、学校への周知という点で、教育委員会へは説明しているが、各学校への説明はできていないので、8月に校長先生の集まる場で説明する。

○会長

子どもの理解を促す、子どもに伝わるにはどうすればいいか、子ども自身に聞くということも考えていただいている。

○委員

私立園への周知はどうなっているか。

○委員

私立保育会に説明いただいた。

○委員

現状大阪府の東大阪子ども家庭センターは東大阪市以外のエリアも担当していて、職員の方は非常に多忙で、担当が代わるということもよくある。連携が取れてきたというタイミングで担当が代わるという歯がゆい思いもしてきたので、東大阪単独で児童相談所ができるのであれば、そういうことがなくなっしてほしい。児童相談所の職員数は、東大阪子ども家庭センターと比べて職種別で何人になるのか、またその職員数で対応できる件数は何件なのか。

○事務局

法律によって職員配置基準が定まっており、その配置基準は人口と虐待件数から算出する。東大阪市の場合、児童福祉司 57 名、児童心理司 28 名が配置基準数となる。今後具体的な業務内容を固めていくなかで、人員の上乗せについても庁内で協議していく。また、一時保護所の定員を 40 名と設定しており、職員は児童指導員と保育士あわせて 44 名程度と考えているが、一時保護所独自の配置基準は現状無く、児童養護施設の基準を準用した数値となっている。国で一時保護所の基準を定める作業がされているので、今後再考の必要がある。

○委員

昨年度の児童虐待件数は何件か。

○事務局

令和 4 年度の数字はまだ確認できていない。計画策定時点では、年間 2000 件程度で、全国平均の約 3 倍となっている。

○委員

本来児童相談所に一時保護所を置くというのは法律で決まっている。数年前に聞いた話で正確でないかもしれないが、都道府県によっては置いてないもしくは必要数に足りていないと聞いた。大阪府も一時保護所はあるが、必要数に足りていないので児童養護施設と契約して数を確保している。

経費の点からそうしたほうが安上がりであるが、児童養護施設としては緊急を要するけれども、利用者の状況がわからない中では安易に受け入れられない。公での対応を進めてほしい。

○会長

一時保護所については、法改正に向けて仕組みと手順・手続きの見直しを含めて動いている。この社会的養育等課題検討部会において現実的なところを含めて検討していくことになるかと思う。

この社会的養育等課題検討部会を設置して、具体的な基本理念を検討する、

状況は専門分科会にも共有するということを報告いただいた。

2点目の報告案件に移りたい。

【ヤングケアラー実態調査結果報告について】

定義

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定される家事や幼い兄弟の世話など、年齢や成長度合いに見合わない重い責任を担っており、権利が守られていないと思われる18歳未満の子ども

支援への取り組み経過

令和3年6月・子どもすこやか部と教育委員会での協議を開始

- ・厚生労働省、大阪府による調査を実施

令和3年10月・東大阪市ヤングケアラー支援連絡会議を発足

- ・庁内関係部署・関係機関へ研修を実施

令和4年9月・ヤングケアラー実態調査を実施

- ・ヤングケアラーに関する相談窓口を子ども相談課に設置

令和4年11月・関係機関へ3日間の研修を実施

- ・子育て世帯訪問支援モデル事業を開始

令和5年3月・ヤングケアラー実態調査結果報告会を開催

結果報告

厚生労働省、大阪府の実施した調査は子ども本人への調査

東大阪市は支援に関わる福祉・保健・教育等関係機関等の支援者への調査

調査対象：高齢・障害・医療等の関係機関、市立小中高等学校、庁内の関係専門職

- ・ヤングケアラーの認知度

「知っている、理解もしている」が大半、学校では100%ヤングケアラーについて認知している。

- ・ヤングケアラーと感じた子どもの有無

学校では約6割、他機関では2割から3割

- ・ヤングケアラーに必要だと思う支援

相談できる人・場所 88.2%、ヤングケアラー自身やその家族が信頼できる

人と繋がること 84.1%、代わりに家事やケアをしてくれる人 67.6%

- ・必要な支援を実現するために市が取り組むべきこと

ヤングケアラーとその家族に関わる支援者の充実 81.1%、ヤングケアラーとその家族への支援に関する相談窓口を設けること 77.9%、

- ・支援され始めたときの学年

小学校 4 年生が最も多く、次いで 3 年生と小学生が大半を占める。

- ・ケアをしている人の状況

幼い（未就学、小学生）が 40.4%、精神疾患 33.2%、知的障害 10.9%

- ・子どもの生活で気づいたこと

欠席・不登校 42.3%、遅刻 34%、学業不振・勉学の遅れ 24.9%

- ・子どもとの関わりで困ったこと

サポートしようとしてもその内容や範囲に迷う 29.4%、特に学校からの回答割合が高い。

考察

- ・「ヤングケアラー」の“気づき”について

学校では約 6 割との結果だが、厚生労働省の調査から想定される東大阪市に存在するヤングケアラーの数とはかけ離れている。認知ができていても本当に身近に存在しているかという視点は弱い。

ケアの開始年齢は調査では小学校 3、4 年生が多かったが、自分のしんどさを言葉で表現することが、まだ幼くて難しい小学校 1、2 年生ごろから、実際は問題となってきた可能性がある。

ヤングケアラーの学校での影響は、欠席・不登校・遅刻・学業不振・勉学の遅れが多く、そういった子どもは把握されやすいが、一見元気そうで、楽しそうに学校に通っていて表面上は何の問題も感じられない子どもは見逃されやすい。関わる側がいかに丁寧に子どもの話を聞くことができるかが重要になる。

- ・ヤングケアラーに必要な支援について

相談できる人や場所、信頼できる人と繋がることが高い割合で上がっている。学校、事業所、庁内専門職、どの部分でも顕著に数字が高い結果であり、相談できる人や場所、信頼できる人と繋がる必要があると推測される。

ヤングケアラーの家庭には精神疾患や発達障害の問題があったり、保護者が元ヤングケアラーであったりする場合が多く、家庭全体を支援する必要がある。

・支援者への支援の必要性について

市が取り組むべきことは、支援者の充実が最も望まれている。

子どもとの関わりで困ったこととして「サポートしようとしても、その内容や範囲に迷う」が上位に挙がっており、特に学校の回答が高い。学校が最もヤングケアラーに気づきやすいにも関わらず、福祉の領域とどう連携していくかということに迷っている。

保護者との関わりでは、教育面の話はできても家庭の事情に踏み込むことはできず、保護者との関係が悪化した場合に、子どもを守ることができなくなることも考えられるので、二の足を踏んでしまうという現状が推測される。

・ヤングケアラー支援施策について

学校は福祉の専門職ではないため、精神疾患などの保護者への対応は難しく、そういった家庭が信頼できる人と繋がっていれば、その人を通じて学校とうまく関係性を取れる可能性がある。教職員の方々が相談できる場が必要であり、ヤングケアラーへの気づきについては学校が最初の把握機関として重要な役割を担っていることから、福祉の専門職につなぐ役割が必要である。ヤングケアラーの相談窓口は増えているが、子ども本人が窓口に行ったり、電話やメールでの相談をしたりすることは難しい。相談窓口を支援者のための相談窓口とし必要なサービスや社会支援につなぐというコーディネートの役割が必要とされる。ヤングケアラーへの支援は家族全体、家族丸ごとの支援を行っていくのと同時に、子ども自身の子どもの生活が保障される仕組みづくりを進めていくことであり、それが子どもたちの将来や社会全体の幸福に繋がっていく。

○会長

「東大阪 ヤングケアラー」というキーワードで検索すると、この調査結果が youtube に動画でアップされている。こういう情報発信が子ども自身にどう受け止められているのかという点も気になる。ヤングケアラーはこういう

状況にある子どもであるということを説明していただいたが、意見はありますか。

○委員

子ども自身が相談できる窓口が設置されているのか。

○事務局

対象は子どもも含めてだが、子ども自身からの相談はまだない。

○委員

気が付いた人が相談できるというのが相談窓口としてのメインになっているということか。

○事務局

子ども自身がヤングケアラーという認識を持ちにくい中、子ども自ら相談をすることは難しいと考える。関係機関が気づいて、市の窓口で相談して、家庭も含めた支援に繋げていくということを考えている。

○委員

最初の窓口というのは、子どもがしんどいと感じたときに、ヤングケアラーという自覚の有無にかかわらず話に行ける場所だと思う。子どもが気軽に相談できる場所を作ることがヤングケアラーの支援という点からも大事だと考えるので検討していただきたい。

○会長

現在窓口に当事者からの連絡がないというのは敷居の高さもあると考える、メールや SNS で人に知られず発信できるのであれば支援につながる可能性もある。

○委員

児童養護施設では子どもの意見箱を置いている。匿名にもできるので率直な意見を書いてくれる。

○事務局

直接子どもの意見を聴くことができる窓口にしていくために検討が必要であると認識している。子どもが直接窓口相談というのは難しい場合もあるので、自分の相談しやすいところにつながっていく仕組みを検討したい。

○委員

子どもにとって気軽さが大事だと感じている。子どもも自分の親を守りたいので、ヤングケアラーという言葉が先行してしまうと壁ができてしまう。家事やきょうだいの世話をしている子どもは孤立型が多いように思う。そういう子どもは家の話をすぐにはしてくれない、気軽になんでも相談できるということは大変だと思う。

○委員

虐待とも似ている。虐待も子ども自身はなかなか認めようとしない。何度も話をしていくうちにようやくということもあり、ヤングケアラーも同じ状況かと思う。

ヤングケアラーの相談というのは何度か受けたが、個々の家庭事情を鑑みると判断が難しい。この調査の中で、どういった理由でヤングケアラーになるケースが多いかの傾向は把握しているか。

○事務局

今回の調査では、経済状況等の家庭の要因まで聴いていない。支援者から見た子どもに現れている状況を回答する調査になっている。今後ヤングケアラーの家庭の背景要因に踏み込んで調査することは検討する必要がある。

○委員

経済的な要因の割合が多いと想像している。経済的な支援があれば助かると

いう家庭もあると考えている。

○会長

子ども自身が家の手伝いという認識で自覚を持ちづらいが、家のことをずっとやっているのはしんどいということを、子育て世帯訪問支援モデル事業で家事を頼むことができるという情報につながればいい、そのためにいち早くキャッチして一緒になって考えてくれる人がいるということになればいい。

○事務局

今回の調査でヤングケアラーと把握している子どもがいると回答した方に対しては、回答者に了承をえたうえで、別途個別に質問を行い家庭の状況などをお聴きして支援に繋げていくという形で対応している。

○委員

DVであったり虐待であったり家庭の中でカプセル化する現象は、基本的に痛みを伴っているので危害を受けている側にもこれはまずいという認識がある。しかし、ヤングケアラーの場合は貢献しているという意識で痛みとして認識されていないので支援者側の実態調査は大事だが、個々の問題点が浮き彫りになりにくい。そういった中で質問部分をどう調査を進めて施策に活かすのか、ピアサポートやオンラインサロンといった国が推奨している事業については今後どうするのか。

○委員

話がずれるかもしれないが、東大阪市で学習支援や食事の提供支援を実施している件数が少ないと感じている。勉強をするために小学校から移動し、ご飯を食べにまた移動するというのは現実的ではない。子どもの居場所という観点では、わがままを言っている場所が何よりも大事だと思う、わがままを言っている場所というのは落ち着く場所でもあるので、学童保育の場所が使えないのか。また、建物の構造の点からも災害が起きたとくに安全な場所ということを見ると、学校というのは安心できる場所ではないかと考える。

国の学童保育の補助金メニューに、そういった活用もあったかと思う。ヤングケアラーだけではなく、それに近い子どもの保護にも繋がると思うので、東大阪市としても検討いただきたい。

○会長

今回の調査は、本人が自覚しにくいところもあり、支援者に発見の認識を促すという方向性があったが、この調査では当事者の現状が把握しづらい中でどう施策に繋げていくのかという問いを委員からいただいた。

また、当事者同士の組織化、当事者組織で共有するピアサポートのような、今最中の子どもも大変だが、大人になって失われた子ども時代が原因で不調をきたすということもあるが、どこまでを守備範囲とするかは難しい問題だと思いますがその点についてはいかがか。

○事務局

今年度子どもの声を聴く、SOSを出す機会とするということを目的に市立の中高生向けの実態調査を秋ごろ予定している。

ピアサポートも大事だと考えている。今後、自分がヤングケアラーであったということを表明できる方々が中心になってグループを作り、ピアサポ支援に結び付けていきたい。

○会長

学童保育は教育委員会の所管となる。子育て支援事業計画の第3期において学童保育をどう考えていくか、数だけでなく居場所機能を学校と連携していく可能性も検討できるか。堺市の例で、とある学校区で遅刻や虫歯が多いということに教頭が気づいて、SSWに相談したところ、自治会で孤食対策として朝食会をしているという情報を得て、そこから小学校で朝食を提供しようということになった。保護者や自治会の力を借りたり、民間会社から歯ブラシの提供を受けたりという活動の中で、遅刻や虫歯も減った、さらには福祉の専門職の方も様子を見に来られるようになったという連動ができたという試みもある。学校の施設を借りるということについて、子ども子育て会議でも

検討していくかと思う。

○委員

いろいろな機関が連携している。

○会長

保護者の方の協力も得られて、地域づくりに波及していった。子どもと高齢者という違う分野が越境して学校が基地になった。学校というものの可能性がでた一つの形であると思う。社会資源は個々にはあるけれど、それがつながらない、そういった活動が点で終わってしまうのはもったいないと感じる。ヤングケアラーの早期発見という点で、学童保育や居場所支援の情報が把握できればよいのではと考える。

続いて、医療的ケア児支援事業の進捗状況について報告をお願いします。

【医療的ケア児支援事業の進捗状況について】

経緯

国では、都道府県及びすべての市町村において、医療的ケア児の在宅生活を支える体制整備を推進し、医療的ケア児を取り巻く様々な問題解決のために、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図る協議の場を設けることとされている。

東大阪市では平成 31 年度に東大阪市医療的ケア児支援会議を設置

令和 3 年 9 月医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行。その中で、地方公共団体に医療的ケア児等への支援に関わる施策を実施する責務があるとされ、東大阪市でも医療的ケアを必要とする児童が、身近な地域の保育施設で受け入れられ、必要な保育の保障を受けられるような体制づくりについて、協議を重ねた。

令和 5 年度より医療的ケア児保育支援事業を実施

事業概要

従来医療的ケア児の公立園での受け入れにあたっては、看護師を会計年度任用職員として雇用して対応していたが、看護師の確保が困難であり受け入れ

が進まないという状況であった。

令和5年度より、看護師派遣が可能な事業者と委託契約を結び、医療的ケア児が在籍する園へ派遣をする形へ変更、住み慣れた地域で生活できるよう医療的ケア児の受け入れ体制を整備することとなった。

○会長

令和5年度新規事業ということで、看護師採用のばらつきという問題を無くすことが目的の事業かと思う。

○委員

医療的ケアが必要な児童の入所希望があった際には必ず派遣できるのか。また、看護師は常駐するのか。

○事務局

児童によって状況は様々だが、常時付き添わなければならない場合は常駐となる。

○委員

他市で調査をした際に、対応する看護師でネットワークを構築しておかないと、看護師自体が休暇を取れないという課題を聞いた。その点はいかがか。

○事務局

会計年度任用職員が対応していた時は、出勤状況により受け入れができないという課題があった。委託事業者からは、3人1チームでローテーションを組んで対応することで、休暇の確保や受け入れできない日ができないようにすると聞いている。

○委員

現場の保育士からの声はどうか。子どもから見たら、保育士も看護師も同じで遊びに関わってほしい。看護師自身にその意識がないと関係性の構築が難

しいという話を聞いたことがある。

○事務局

保育士と看護師の関係性の難しさは、園からも聞いている。保育士と関係が良好でないとクラスの中で看護をおこなうのも難しく、場合によっては保育の妨げになるという声も聞いている。また園には保健師も配置されているので、役割分担をしないといけないということで当初苦労した。現時点で3か月がたち、役割分担が徐々にできてきたと聞いている。

○委員

医療的ケアについて担当医師から、訪問看護師にだす書類は必要か。

○事務局

指示書は必要となる。

○委員

訪問看護の時間においては、医療的ケア以外のことを含めて看護師は対応するのか。

○事務局

対象の医ケア児に対しては、突発的なことにも対応する。ほかの方については難しい。

○会長

公立園での実施ですが、今後の展開はどう考えているか。

○事務局

公民問わず整備したい。しかし、民間園であれば、対象がその児童に限られることや、看護師の常駐する場所をどうするかということなど課題もある。

○会長

今後展開して、専門職間の役割分担や子どもからどう見えているかという点も報告していただきたい。

以上で報告案件については議論したので、事務局に閉会をお願いする。

(閉会)